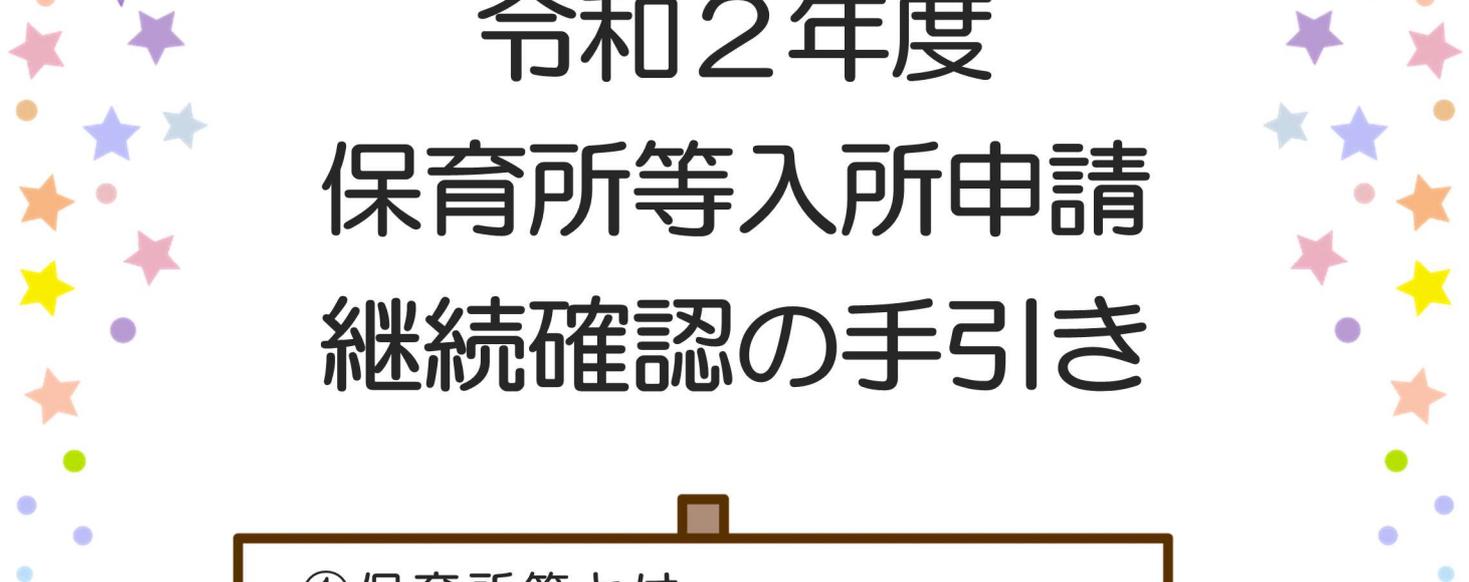




令和2年度 保育所等入所申請 継続確認の手引き



- ① 保育所等とは
- ② 申込書類の受付
- ③ 新規申請必要書類一覧
- ④ 保育料等
- ⑤ 認定について
- ⑥ 利用調整の結果
- ⑦ 入所してからのこと
- ⑧ 用語の説明



※こちらの手引きをよく読んでから、入所申込書類を提出してください。また、入所後のことについても記載してありますので、入所後も必ず保管してください。



上里町子育て共生課 子育て支援係

TEL : 0495-35-1236

FAX : 0495-33-2429



① 保育所等とは

保護者のいずれもが「保育を必要とする事由」に該当し、家庭で保育が出来ないと認められる場合、保護者に代わって保育する施設です。主に保育園や認定こども園の保育所部分がこれに該当します。従って「小学校就学前の幼児教育のため」「集団生活に慣れさせるため」といった理由では対象となりません（その場合は教育認定として幼稚園等を利用できます）。

保育を必要とする事由	保育必要量	認定期間 (更新含む)	保育の必要性を証明する書類
I. 1か月あたりの就労時間が48時間以上120時間未満	保育短時間	最長3年間	就労証明書（以下の方は下記書類も必要） ・自営業→確定申告の写し等営業していることがわかるもの ・農業→青色申告のコピー等農業を営んでいることがわかるもの
II. 1か月あたりの就労時間が120時間以上	保育標準時間		
III. 妊娠または出産	保育標準時間	出産予定月の前後2か月ずつ	母子手帳のコピー (出産予定日と保護者名がわかるページ)
IV. 保護者の疾病、障害、介護	状況による	最長3年間	診断書又は障害手帳のコピー及び申立書 (診断書の場合は児童を保育できない旨の記載が必要)
V. 災害復旧	保育標準時間	最長3年間	災害復旧に従事している証明
VI. 求職活動	保育短時間	3か月 (就労証明書の提出で①②へ)	勤務予定届及び求職活動の内容がわかるもの 勤務予定届（就労後に就労証明書の提出要）
VII. 就労予定	内容による		
VIII. 就学	状況による	在学期間内	学生証又は在学証明書及び1日の就学時間がわかる書類のコピー
IX. 育児休業取得中に兄弟の継続利用が必要な場合	保育短時間	育児休業期間内	就労証明書
X. 育児休業の終了に伴い職場復帰する場合	①②の通り		

認定された保育必要量（短時間又は標準時間）での利用となり、別紙「保育所等一覧表」のとおり、施設ごとに時間が異なります。ただし、通勤の都合等で早朝や夕方の保育を希望する場合には、保育が可能かどうか、必ず各施設に確認をしてから申し込みをしてください。

また、「保育を必要とする事由」によって認定期間が異なりますので、予めご了承ください。

② 申込書類の受付

申請書類に不備があると受付できません。揃ったと思った時点で早めに申請してください。

◆ 受付期間

令和2年度入所希望月	受付期間	他市町村の施設
4月入所	令和元年10月1日～10月31日	同左
5月～3月入所	入所を希望する月の前月15日 (土日祝日の場合は直前の平日)	入所を希望する月の前月10日 (土日祝日の場合は直前の平日)

※他市町村の施設を希望する場合、受付期間が上里町と異なることがありますので、ご自身で必ず確認の上、期間に間に合うよう早めに提出してください。

◆申請についての留意事項

- 入所は原則毎月1日付けとし、認定期間は小学校就学前までの保育を必要とする期間です。
- 施設の受入年齢は、その年度の4月1日現在における満年齢です。0歳児の受入月齢は、その月の1日現在における満月齢になります。
- 上里町在住で、里帰り出産や勤務地の都合等により、町外の保育施設を希望される方は、上里町に申請してください。申請締切は施設の所在する市区町村により異なりますので、ご自身で確認のうえ余裕をもって申請してください。なお、町外の施設を申請する際には、勤務先や父母の実家等の要件が必要になります。詳細は該当の市町村にご確認ください。
- 町外在住で上里町の保育施設を希望される方は、お住まいの市区町村へ申請してください。
- 申請前に入園を希望する施設にご自身で連絡をとっていただき、必ず見学してください。その際、心身等に障害のある児童や、発育・発達の状況、アレルギー等で気になることがある児童については、対応が可能かどうか必ずご確認のうえ、「支給認定申請書 兼 施設入所申込書（継続確認書）」の「児童の健康状態」欄に記入してください。申し出がなく、入所後に施設での対応が困難と判断される場合には、退所していただくこともあります。
- 求職活動の内容がわかる書類とは、ハローワークの求人票や登録証、採用に係る事業所との通知や電子メールの写し等です。
- 求職活動により4月入所を申請される場合は、3月19日までに保育の必要性を証明する書類を再度提出してください。
- 勤務予定届により申請した場合、認定期間は雇用期間にかかわらず3か月間のみの認定となりますので、勤務開始後速やかに就労証明書を提出してください。
- 職場（育休）復帰又は新たに就労する日が1日～14日の方は、その日の属する月の前月の入所申請が可能です。
職場（育休）復帰又は新たに就労する日が15日～31日の方は、その日の属する月の入所申請が可能です。
- 申請を取下げの場合は手続きが必要です。印鑑をお持ちのうえ、速やかにご来庁ください。
- 教育認定により幼稚園や認定こども園の幼稚園部分を利用する場合も、上里町に申請する必要があります。その場合は、まず施設にご連絡いただき、契約又は内定のうえ、下記の書類により申請してください。なお、保育の必要性を証明する必要はありません。



提出書類

- ・支給認定申請書兼施設入所申込書
- ・契約（内定）証明書等（上記申込書の裏面に施設が記入することで省略可）

③ 新規申請必要書類一覧

	提出する書類	必要部数	対象となる申請
1	支給認定申請書兼施設入所申込書	新たに認定及び入所の申請をする 児童1名につき1部	全ての申請
2	保育の必要性を証明する書類 (①参照)	入所月1日時点における18~64 歳までの同居者1名につき1部	全ての申請
3	管外施設(園)希望理由書	申込書1部につき1部	町外の施設を希望する場合
4	兄弟姉妹が幼稚園等に入園している ことがわかる書類のコピー	児童の兄弟姉妹1名につき1部	入所時点で兄弟姉妹が就学 前児童であり、保育所等以外 の施設に通っている場合
5	平成31年度(平成30年分)所得 課税証明書のコピー	父及び母各1部	平成31年1月2日以降に 上里町に転入した場合
6	令和2年度(平成31年分)所得課税 証明書のコピー	父及び母各1部	令和2年1月2日以降に 上里町に転入し、令和2年9 月以降に入所する場合

※5は平成31年1月1日時点、6は令和2年1月1日時点において居住していた市町村で
取得してください(いずれもマイナンバーを提供することで省略できます)

④ 保育料等

●保育料について

8月分までの保育料は前年度の住民税を、9月分以降の保育料は当年度の住民税をもとに
算定し、国が定める水準を上限に町が決定しています(詳細は町HP掲載及び窓口で配布)。

また、同居の祖父母等が生計の主宰者であると認められる場合には、祖父母等の住民税額
で保育料を算定する場合があります。なお、保育料が決定し次第、下記の時期に通知します。

＜4月入所＞4月初旬

＜5～3月入所＞入所月の前月下旬

●幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日から、3歳以上児及び住民税非課税世帯の3歳未満児の教育・保育に
かかる費用が無償化されます。保育所等を利用する場合は、無償化のための手続きは不要で
すが、幼稚園や認可外保育所、一時預かり事業等を利用する場合は、無償化のための手続き
が必要です。詳細は下記担当までお問い合わせください。

幼稚園に関すること：学校教育課 教育庶務係 (☎35-1246)

児童発達支援に関すること：町民福祉課 社会福祉係 (☎35-1224)

認可外保育所、その他事業に関すること：子育て共生課 子育て支援係 (☎35-1236)



●副食費について

上記の無償化に伴い、3歳以上児は副食費が実費徴収となります（世帯の所得状況により免除となる場合もあります）。金額は施設ごとに異なりますので、各施設にご確認ください。

●第3子以降の保育料・副食費無償化について

上里町では、世帯の第3子以降の児童について、保育料及び副食費を無償化しています。なお、適用には申請が必要ですので、詳細は子育て共生課にお問い合わせください。

●未婚のひとり親へのみなし寡婦適用制度について

保育料算定の際、根拠となる住民税に「寡婦控除」が適用されたものとみなして（実際の住民税には適用されません）保育料を軽減する「未婚のひとり親へのみなし寡婦適用制度」を実施しています。なお、適用には申請が必要ですので、詳細は子育て共生課にお問い合わせください。

⑤認定について

支給認定区分に応じて、幼稚園、認定こども園、保育園、地域型保育施設などの利用可能な施設が決まります。なお、新制度に移行しない幼稚園（上里幼稚園・神保原幼稚園等）を利用する場合は、認定を受ける必要はありません（無償化を希望する場合は、別途申請及び認定が必要です）。また、支給認定証の任意交付化に伴い、希望する方にのみ交付します。

※交付を希望しなかった場合で、後日支給認定証が必要となった場合には、あらためて手続きが必要となります。

⑥利用調整の結果

◆利用調整について

上里町施設入所調整指数に基づき、保育の必要性の高い世帯（児童）から希望する施設への利用を決定し、認定結果とあわせて下記の時期に通知します。

＜4月入所＞2月下旬

＜5～3月入所＞入所希望月の前月下旬

町外の施設を希望する場合は、当該市町村との協議日程により、通知が遅くなる場合があります。また、保育の必要性の高い世帯であっても、定員以上の申請があった場合や、希望する施設・クラスに空きが無い場合などは、入所できないこともありますので、予めご了承ください。

◆入所できなかった場合

希望月に入所できず、引き続き入所を希望する方は、家庭状況等に変更がない限り、提出されている申込書で引続き選考します（希望する施設の変更や申請の取下げは再度手続きが必要となります）。ただし、次年度4月の入所については新たに申請が必要となります。

⑦入所してからのこと

◆慣らし保育

新たに入所した児童は、入所当初、児童が施設生活にスムーズに慣れるよう、徐々に保育時間を延ばしていく「慣らし保育」が実施されます。詳細は、各施設にご確認ください。

◆認定内容に変更があった場合の届出

生活・就労状況等の変化に伴って、認定期間や保育必要量を変更する場合や、修正申告で市町村民税が変更された場合等は、届出が必要です。支給認定変更届、保育の必要性を証明する書類、支給認定証をお持ちのうえ、前月20日までにご提出ください。

なお、保育必要量や保育料が変更されるのは、書類が提出された翌月からとなります。

◆入所継続確認及び現況届について

入所後、認定期間に関係なく、下記の書類により次年度4月の入所申請と同じ期間に施設入所継続の意思確認及び保育の必要性の確認を行います（町内の施設に入所している児童は施設を通じて行います）。なお、提出されない場合は、次年度継続して利用することができませんので、予めご了承ください。

提出書類

- ・支給認定現況届 兼 施設入所継続確認書（児童1名につき1部）

※その他の必要書類は、③新規申請必要書類一覧の2～6と同じになります。

◆退所

以下に該当する場合は、通所しなくなる前月の20日までに支給認定変更届を提出してください（その際、支給認定証の返還が必要になります）。変更届が提出されない場合、出席の有無にかかわらず、届出月分までの保育料を全額納付していただきますのでご注意ください。

また、月途中で退所される場合も、退所月の保育料は原則として1か月分発生しますのでご了承ください。

該当する事由

- ・上里町外へ転出する場合 ※継続して利用する場合は、転出先で再度申請が必要です。
- ・保育を必要とする事由が消滅した場合
- ・児童の病気やケガ、その他の理由により長期欠席する場合
- ・申請内容に虚偽が判明した場合 ※届出の有無にかかわらず退所となります。



⑧用語の説明

◆保育標準時間

両親共に①の「保育必要量」の保育標準時間に該当する事由により保育を必要とする場合。施設ごとに設定している1日11時間までの利用に対応。

◆保育短時間

両親のいずれかが①の「保育必要量」の保育短時間に該当する事由により保育を必要とする場合。施設ごとに設定している1日8時間までの利用に対応。

◆保育所

就学前児童が対象。就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わり保育をする。

◆幼稚園

満3歳～就学前児童が対象。小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う。

◆認定こども園

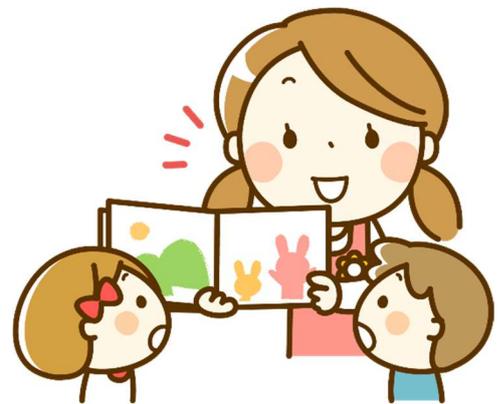
就学前児童が対象。幼稚園と保育園の両方の機能を持つ施設で、教育、保育及び保護者に対する子育て支援を総合的に行う。

◆地域型保育施設

満3歳未満が対象。少人数の単位で子どもを預かる。家庭的保育室、事業所内保育室等。

◆支給認定区分

教育・保育の希望及び児童の年齢により、以下の3つに区分されます。



認定区分	対象者	主な利用先
教育標準時間認定（1号認定）	満3歳以上の子どもの教育を希望する ※「保育を必要とする事由」は不要	・新制度へ移行した幼稚園 ・認定こども園(教育部分)
満3歳以上・保育認定（2号認定）	「保育を必要とする事由」に該当し、 満3歳以上の子どもの保育を希望する	・保育所 ・認定こども園（保育部分）
満3歳未満・保育認定（3号認定）	「保育を必要とする事由」に該当し、 満3歳未満の子どもの保育を希望する	・保育所 ・認定こども園（保育部分） ・地域型保育施設

※入所期間は、小学校就学前までの入所を必要とする期間となります。



保育所等入所申請
継続確認の手引き